

- 第1章 役員を選任
- 第2章 代議員を選出
- 第3章 雑則

第1章 役員を選任

(役員を選任)

第1条 定款第28条第1項及び第29条第1項の規定に基づく理事及び監事（以下「役員」という。）の選任は、本章の定めるところにより行う。

(選任期日の公示)

第2条 会長は、役員を選任の期日を、その20日前までに公示しなければならない。

2 理事会が、定款第36条第2項の規定により、会長及び副会長の候補者の選出を代議員会に委ねたときは、前項の公示に当たりその旨を記載しなければならない。

(立候補)

第3条 役員候補者となろうとする者（以下「候補者」という。）は、会員3名以上の推薦を受けて、選任期日の7日前までに、別紙で定める文書に立候補者及び推薦人に係る所要の事項を記載のうえ、会長に立候補を届出なければならない。

2 第2条第2項の公示があったときは、候補者で会長又は副会長候補者に立候補しようとする者は、理事にかかる前項の届出にその職名を記載しなければならない。この場合、候補者は、会長、副会長又は理事に重複して立候補することはできないものとする。

(推薦)

第4条 会員が、他の会員を候補者に推薦しようとするときは、候補者となる者の同意を得て、選任期日の7日前までに、会員3名以上の推薦により、別紙で定める文書に候補者及び推薦人に係る所要の事項を記載のうえ、会長に推薦を届出なければならない。

2 第2条第2項の公示があったときは、候補者を会長又は副会長候補者に推薦しようとするときは、理事にかかる前項の届出にその職名を記載しなければならない。この場合、当該候補者を会長、副会長又は理事に重複して推薦することはできないものとする。

3 郵便による届出は、選任期日の7日前までに到着しなければならない。

4 理事会は、役員候補者につき役員選任の議案を代議員会に提出する。

(候補者一覧表)

第5条 会長は、立候補届出の締め切り後候補者一覧表を作成するものとし、候補者名の順位は、届出順及び抽選によって決定するものとする。

2 前項の場合において、第2条第2項の公示があったときは、理事については、会長、副会長及びそれ以外の理事に区分して作成するものとする。

(候補者の通知)

第6条 会長は、前条の候補者一覧表を議長及び代議員に通知しなければならない。ただし、代議員選出後最初の定例代議員会において選任をおこなうときは、当該開催日より新たに代議員となる者に通知するものとする。

2 議長は、候補者一覧表を代議員会の会場に掲示しなければならない。

(選任の方法)

第7条 役員の選任は代議員一人一票の投票をもって行う。ただし、候補者の数が、その員数を超えないときは、他の方法によることができる。

2 当選人の数が、代議員会の決議要件を欠くために当該役職（理事（第2条第2項の公示があったときは会長、副会長及び理事）及び監事）の員数に達しないときは、当選人を除く候補者のうち、得票数の多い順に、員数に不足する数に1名を加えた数の候補者をもって、再度、前項の選任を行う。なお、再度の候補者を定めるにあたり、得票数の最も少ない候補者の得票数が同じであるときは、いずれも候補者とする。

3 前2項の場合において、当選人が定数に充たない場合は、なるべく速やかに補欠選挙を行う。

(投票用紙)

第8条 投票用紙の様式は、別紙で定める。

(投票の方法)

第9条 投票の方法は、選任すべき役員の員数に応じ、投票用紙の候補者氏名の上の枠内に、○の記号を記載して行う。投票は無記名投票とする。

2 第2条第2項の公示があったときは、理事については役職（会長、副会長及びそれ以外の理事）ごとに分けて行う。この場合、会長及び副会長の定数は、定款第24条第2項に定める数とし、理事はこの数を除いた数を定数とする。

(立会人)

第10条 議長は、代議員の中から3名の立会人を指名し、投票及び開票に立会わせなければならない。

(開票管理人)

第11条 議長は、代議員の中から3名の開票管理人を指名しなければならない。

2 開票管理人は、開票に関する事務を担当する。

(開票及び投票の効力)

第12条 開票管理人は、立会人立会のうえ投票箱を開くものとする。

2 投票の効力は、立会人の意見を聴き、開票管理人が決定する。

3 開票管理人は、立会人とともに投票を点検し、点検が終わったときはその結果を議長に報告しなければならない。

4 次の投票は、これを無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの
 - (2) 候補者の何びとを記載したかを確認し難いもの。ただし、候補者の何びとに投票したのか確認できる記載と確認しがたい記載が混在する場合には、何びとに投票したかが確認できる記載のみを有効投票として扱う。
 - (3) 連記投票の場合において、定められた数を超えて候補者に投票したもの
- 5 当選人を定めるにあたり得票の数が同じであるときは、議長が抽選によって順位を定める。

(当選証書)

第 13 条 当選人に対し、会長は当選証書を交付する。

第 2 章 代議員の選出

(本会代議員の選挙の委託)

第 14 条 代議員の選出は、役員選挙の規定に拘らず、郡市地区医師会に委託して行う。

- 2 会長は、前項の委託に関する状況の報告を、いつでも郡市地区医師会長に対し求めることができる。
- 3 第 1 項の選出が本章の定めるところにより適正に行われるよう、会長は、必要と思料する措置の実施を、いつでも郡市地区医師会長に対し求めることができる。

(代議員数)

第 15 条 郡市地区医師会ごとの代議員数の基準となる会員数は、改選期の前年 12 月 31 日現在の会員数によることとし、その代議員数は、本会の決定したものによる。

- 2 同一会員が重複して二以上の郡市地区医師会に加入している場合は、本人の申出により、何れか一の郡市地区医師会会員数として算入する。
- 3 第 1 項の代議員数は、次の改選期まで変更しないものとする。

第 3 章 雑 則

(代議員会議長及び副議長の選定)

第 16 条 定款第 18 条の規定による代議員会の議長及び副議長の選定に当たっては、本施行規程中、役員の選任に関する規定を準用する。

(日本医師会代議員等の選出)

第 17 条 定款第 20 条第 1 項第 8 号の規定による日本医師会代議員及び予備代議員の選出に当たっては、本施行規程中、役員の選任に関する規定を準用する。

(裁定委員の選任)

第 18 条 定款第 39 条第 1 項の規定による裁定委員の選任に当たっては、本施行規程中、役員の選任に関する規定を準用する。

(議事規則)

第 19 条 代議員会の議事に関する規程は、理事会の決議を経て会長が之を別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立登記の日から施行する。

<様式編別紙>

別紙 様式1 立候補届 (第3条関係)

立 候 補 届

私儀 山形県医師会 注) 1 () 候補者として立候補いたしますので、お届けいたします。

年 月 日

立候補者氏名 ^{ふりがな} (印)

住 所 (〒 —)

生年月日及び年齢 年 月 日生 歳

山形県医師会長 殿

推 薦 書

上記の者を、山形県医師会 注) 1 () 候補者として推薦いたします。

推薦人氏名	住 所	所属医師会名
(印)		

年 月 日

山形県医師会長 殿

注) 1 理事、監事と記入する。

ただし、第2条第2項の規定による公示があったときは、理事にあっては、理事(会長)、理事(副会長)又は理事と記入する。

様式2 推薦届 (第4条関係)

推 薦 届

私たちは、山形県医師会注) 1 () 候補者として下記の者を推薦いたしますので、お届けいたします。

推薦人氏名	住 所	所属医師会名
(印)		

年 月 日

山形県医師会長 殿

記

同意を得た候補者氏名 ^{ふりがな} (印)

住 所 (〒 —)

生年月日及び年齢 年 月 日生 歳

注2 (所属医師会名:)

注) 1 理事、監事と記入する。

ただし、第2条第2項の規定による公示があったときは、理事にあっては、理事(会長)、理事(副会長)又は理事と記入する。

注) 2 候補者の所属医師会名を付記してください。

様式3-1 候補者一覧表（第5条第1項関係）

候補者一覧表

（ 年 月 日開催 第〇〇回〇〇代議員会）

監事候補者			理事候補者																			
候補者氏名	候補者氏名	..	候補者氏名	..	候補者氏名																	

※ 候補者氏名欄は、立候補者数に応じてその数を調整する。

様式3-2 候補者一覧表（第5条第2項関係：第2条第2項の公示があった場合）

候補者一覧表

（ 年 月 日開催 第〇〇回〇〇代議員会）

監事候補者			理事候補者										理事（副会長）候補者			理事（会長）候補者					
候補者氏名	...	候補者氏名	..	候補者氏名	候補者氏名	候補者氏名	候補者氏名	候補者氏名	...	候補者氏名	候補者氏名	候補者氏名	...	候補者氏名							

※ 候補者氏名欄は、候補者数に応じてその数を調整する。

様式4-1 投票用紙（第9条第1項関係）

投 票 用 紙 （ 理 事 及 び 監 事 ）

（ 年 月 日開催 第〇〇回〇〇代議員会）

監 事				理 事																		
候補者氏名	・	候補者氏名																				

注1 候補者氏名の上の枠内に丸印（○）の記号を記入してください。

注2 理事の定数の上限は16名ですので、丸印は16個までとします。また、監事の定数の上限は3名ですので、丸印は3個までとします。それを超える記載をしますと、全部が無効投票になります。

※ 候補者氏名欄は、候補者数に応じてその数を調整する。

様式4-2 (①~④) 投票用紙 (第9条第2項関係: 第2条第2項の公示があった場合)

① 理事 (会長候補) 投票用紙

(年 月 日開催 第〇〇回〇〇代議員会)

候補者氏名	..	候補者氏名

注1 候補者氏名の上の枠内に丸印 (○) の記号を記入してください。

注2 理事 (会長候補) の定数は1名ですので、丸印は1個までとします。それを超える記載をしますと、無効投票になります。

② 理事 (副会長候補) 投票用紙

(年 月 日開催 第〇〇回〇〇代議員会)

候補者氏名	..	候補者氏名	候補者氏名

注1 候補者氏名の上の枠内に丸印 (○) の記号を記入してください。

注2 理事 (副会長候補) の定数は3名ですので、丸印は3個までとします。それを超える記載をしますと、無効投票になります。

③ 理事 (会長・副会長候補者を除く) 投票用紙

(年 月 日開催 第〇〇回〇〇代議員会)

候補者氏名	候補者氏名	候補者氏名	候補者氏名	候補者氏名	候補者氏名	...	候補者氏名	候補者氏名	候補者氏名	候補者氏名	候補者氏名	候補者氏名

注1 候補者氏名の上の枠内に丸印 (○) の記号を記入してください。

注2 理事 (会長・副会長候補者を除く) の定数は12名ですので、丸印は12個までとします。それを超える記載をしますと、無効投票になります。

④ 監事投票用紙

(年 月 日開催 第〇〇回〇〇代議員会)

候補者氏名	..	候補者氏名	候補者氏名

注1 候補者氏名の上の枠内に丸印 (○) の記号を記入してください。

注2 監事の定数は3名ですので、丸印は3個までとします。それを超える記載をしますと、無効投票になります。

様式5 日本医師会代議員及び予備代議員立候補届 (第17条で準用する第3条関係)

立候補届出書

日本医師会代議員 (注1)
私儀 候補者として立候補いたしますので、お届けいた
日本医師会予備代議員
します。
年 月 日

立候補者氏名 ㊟
住 所 (〒 —)
生年月日及び年齢 年 月 日生 歳

山形県医師会長 殿

推 薦 書

日本医師会代議員 (注1)
上記の者を、 候補者として推薦いたします。
日本医師会予備代議員

推薦人氏名	住 所	所属医師会名
㊟		
㊟		
㊟		

注1 日本医師会代議員又は日本医師会予備代議員に立候補又は推薦する場合は、それ以外の何れか一方を棒線で消してください。

様式6 日本医師会代議員及び予備代議員候補者一覧表 (第17条で準用する第5条関係)

日本医師会代議員及び日本医師会予備代議員候補者一覧表

(年 月 日開催 第〇〇回〇〇代議員会)

日本医師会予備代議員					日本医師会代議員				
候 補 者 氏 名	候 補 者 氏 名	・ ・	候 補 者 氏 名	候 補 者 氏 名	候 補 者 氏 名	候 補 者 氏 名	・ ・	候 補 者 氏 名	候 補 者 氏 名

様式7 日本医師会代議員及び予備代議員投票用紙 (第16条で準用する第9条第1項関係)

日本医師会代議員投票用紙

(年 月 日開催 第〇〇回〇〇代議員会)

日本医師会予備代議員					日本医師会代議員				
候 補 者 氏 名	候 補 者 氏 名	・ ・	候 補 者 氏 名	候 補 者 氏 名	候 補 者 氏 名	候 補 者 氏 名	・ ・	候 補 者 氏 名	候 補 者 氏 名

注1 候補者氏名の上の枠内に丸印 (○) の記号を記入してください。

注2 日本医師会代議員の定数は 名ですので、丸印は 個までとします。それを超える記載をしますと、無効投票になります。